

第66号議案

「こどもまんなかワークショップ」の後援名義の使用について

上記の議案を提出する。

令和7年10月21日

提 出 者 文 京 区 教 育 委 員 会

教 育 長 丹 羽 恵 玲 奈

別記様式第1号(第6条関係)

文京区教育委員会 共催 **後援** 名義使用申請書

2025年 8月 19日

文京区教育委員会 殿

申請者(申請団体) 公益社団法人 日本小児科学会

住所(所在地) 〒112-0004 東京都文京区後楽1丁目1番5号 水道橋外堀通ビル4階

代表者名

(ふりがな) たきた じゅんこ

滝田 順子

代表者連絡先

(事務担当者)

事務局 富永 真紀

Tel: 03-3818-0091 Fax: 03-3816-6036

Mail: tominaga-m@jped.s.or.jp

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・**後援名義**を使用したく、申請します。

記

事業名	こどもまんなかワークショップ		
共催又は後援名義等の使用を必要とする理由	このWSが参加者の予防接種等の「教育の場」となることから文京区教育委員会の後援を受け、文京区の小・中学生、教職員、保護者に当会の事業について広く知ってもらい、文京区の小中学生に参加していただきたいため。		
実施期間	2025年 12月 7日(日) から 2025年 12月 7日(日) まで (1日間)		
実施場所	順天堂大学医学部10号館1階105カンファレンスルーム		
事業内容	目的※	小・中学生と小児科医が「ワクチン」に関する意見交換を行い、普段抱えている悩み、不安や疑問を参加者と分かち合う「きっかけ」、「学び」とするため。	
	内容	～ぼくとわたしが考える、こどもの保健・医療にのぞむこと～ [小児科医による講義] ・もしもこの世にワクチンがなかったら？ ・ワクチンの痛み、なんとかなりませんか？ ・WS 小・中学生と小児科医が意見交換を行う	
	対象者	小学校4年生～中学校3年生までの親子20組 (参加予定人員 40人)	
	参加費	無料	
他団体の共催、後援等(申請中、承認済の別)	特になし		
備考			
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに 同意する ・ 同意しない			

※「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

こどもまんなかワークショップ

～ぼくとわたしが考える、こどもの保健・医療にのぞむこと～

日 時： 2025 年 12 月 7 日（日） 13：00～15：30

開催形態： 現地

場 所： 順天堂大学医学部 10 号館 1 階 105 カンファレンスルーム

〒113-8421 東京都文京区本郷 2 丁目 1 番 1 号

参加費： 無料

参加者： 小学校 4 年生から中学校 3 年生までの親子 20 組

募集方法： 学会ホームページ・ちらし等

主 催： 公益社団法人日本小児科学会 成育基本法推進委員会

概 要： 日本小児科学会成育基本法推進委員会として、さらによりよい子どものウェルビーイングを目指し、こども家庭庁に何を提言できるのか、小児科専門医として重要な柱の 1 つである子どもアドボカシーを通じて、小児医療における各専門領域委員がファシリテーターとなり、子どもたちの意見を聴き、それらをまとめ、こども家庭庁にお伝えするという目的で企画しました。

プログラム（予定）：

13:00～13:05 開会挨拶 小坂 仁（日本小児科学会 成育基本法推進委員会 担当理事）

13:05～13:10 ワークショップの概要・目的 説明

田中 恭子（日本小児科学会 成育基本法推進委員会 委員長）

13:10～13:20 講義：もしもこの世にワクチンがなかったら？

小松 充孝（賛育会病院 小児科）

13:20～13:30 講義：ワクチンの痛み、なんとかなりませんか？

種市 尋宙（富山大学附属病院 小児科）

13:30～13:35 質疑応答

13:35～13:45 休憩

13:45～14:45 ワークショップ：（親子別）

14:45～14:55 休憩

14:55～15:15 グループ発表

15:15～15:25 総合討論（こども、親の発表）

15:25～15:30 閉会挨拶 井原 健二（日本小児科学会 成育基本法推進委員会 担当理事）

事業予算書

事業名 こどもまんなかワークショップ

団体名 公益社団法人 日本小児科学会

収 入 単位：円		支 出 単位：円	
・委員会運営費	¥302,000	・謝礼 20,000円×2名	¥40,000
		・ポスター作成・印刷代	¥50,000
		・旅費交通費 講師 2名、 ファシリテーター 10名	¥202,000
		・雑費	¥10,000
計	¥302,000	計	¥302,000

2025 年 8月 19日

(備 考)
収入はありません。

公益社団法人日本小児科学会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本小児科学会（Japan Pediatric Society）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、小児科学に関する研究と小児医療との進歩、発展をはかるとともに
会員相互の交流を促進し、小児医療の充実、子どもの健康、人権及び福祉の向上、さら
にこれらを社会へ普及啓発することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 小児医学・医療の研究及び振興を目的とする事業
- (2) 小児科医師の教育及び専門性の向上を目的とする事業
- (3) 小児医療に関わる改善を目的とする事業
- (4) 小児医学・医療の社会への普及啓発及び還元を目的とする事業
- (5) 国内外の関係団体との協力活動を目的とする事業
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(会員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、別に定める会費年額を納める者
- (2) 団体会員 この法人の目的に賛同し、別に定める会費年額を納める団体

(入会)

第6条 正会員になろうとする者は、氏名、現住所、職業及び勤務先を明記し、当該年度
の会費を添えて申し込み、別に定める規定により理事会の承認を受けなければならない。

2 団体会員になろうとする者は、団体名、事務所及び代表者氏名を明記し、前項の手続き
を経なければならない。

3 資格取得は会費納入日より始まる。

4 会員は、第1項及び第2項の記載事項に変更を生じたときは、すみやかにそのことを届

け出なければならない。

(会員の権利)

第7条 会員は次の権利がある。

- (1) この法人の刊行する機関誌及び図書の優先的配付を受けること
- (2) 学術集会、その他この法人の行う事業に参加すること
- (3) その他本定款に定める事項

(会員の義務)

第8条 会員には次の義務がある。

- (1) 会費を納入すること
- (2) 総会の決議を尊重すること

(資格の喪失)

第9条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 会費の滞納が当該年度終了後3か月を経過したとき
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (4) 破産手続開始決定がされたとき
- (5) 死亡または失踪宣告、団体会員の団体の解散
- (6) 第11条により除名されたとき

(退会)

第10条 会員で退会しようとする者は、会長あて退会届を提出し、任意に退会することができる。

2 正会員で無くなった者は、代議員の資格を喪失する。

(処分)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議を経て、戒告または除名することができる。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、または法人の目的に違反する行為があったとき
- (2) 第8条第2号に規定する義務を怠ったとき

(納入会費)

第12条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(名誉会員)

第13条 この法人のために功績顕著で、総会の決議をもって推薦された者に、名誉会員の称号を贈る。

2 名誉会員には第7条、第8条第2号、及び第9条を準用する。

3 正会員である名誉会員には、会費を免除することができる。

第4章 代議員

(構成)

第14条 この法人は、代議員 550 名以上 600 名以内とする。

2 代議員は正会員の中から選ばれることを要する。

3 代議員は、別に定める規定により、正会員数に応じ都道府県毎に正会員によって選挙する。正会員は、当該代議員選挙に立候補することができる。

4 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

5 代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(代議員の職務と権利)

第15条 代議員は、総会構成員としてこの定款に定める事項を行う。

2 正会員は、法人法で規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

(1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

(2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）

(3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

(4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）

(5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）

(6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(代議員の任期)

第16条 代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員を選任及び解任（法人法63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。

2 代議員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(欠員の措置)

第17条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなることに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

2 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
- (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき、2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

3 第1項の補欠の代議員の選任に係る決議の効力を有する期間は、選任後最初に実施される第14条の代議員選挙終了の時までとする。

（代議員の処分）

第18条 代議員は、この法人の代議員たるふさわしくない行為があった場合、総会の決議により、戒告または解任することができる。

（代議員の報酬）

第19条 この法人の代議員は無報酬とする。

第5章 総会

（構成）

第20条 総会は、代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権限）

第21条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 代議員の解任
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において必要と認めた事項
- (8) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

（開催）

第22条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

（招集）

第23条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目

的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(総会の通知)

第 24 条 総会の招集は、少なくとも開会の 2 週間前までに、日時、場所及びその会議に付議すべき事項を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、当該総会において代議員の中から選出する。

(総会の成立)

第 26 条 総会は、代議員現在数の過半数の者が出席しなければその議事を開き決議することはできない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の代議員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

(議決権)

第 27 条 総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 28 条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 30 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該総会において選任された出席代議員の代表 2 名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役 員

(役員の設置)

第 30 条 本会に次の役員を置く。

理 事 20 名以上 28 名以内

監 事 4 名以内

- 2 理事のうち、1名を会長とし、会長以外の理事のうち2名以内を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 前項ほか、理事会の決議をもって、会長及び副会長以外の理事のうち3名以内を業務執行理事に選定することができる。
- 5 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の選任)

第31条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

(理事の職務及び権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第33条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第34条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第30条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第35条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第36条 役員は、原則として無報酬とする。

(責任の免除)

第37条 役員は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第112条の規定にかかわらず

ず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

第7章 理事会

(構成)

第38条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第40条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事が、前項の議事録に記名押印する。

第8章 学術集会

(学術集会)

第43条 この法人は、毎年1回以上学術集会を開催する。

2 学術集会は、法令及びこの定款により、総会ならびに理事会の付与された職務権限を制約する運営を行うことはできない。

(会頭)

第44条 この法人は、学術集会を主宰するため会頭をおく。

2 会頭は、必要に応じ理事会に出席し、これと密接な連絡のもとに学術集会を企画立案し運営する。

3 会頭は理事会において議決権を有しない。ただし、会頭が理事を兼ねる場合はその限りでない。

4 会頭に事故あるときまたは欠けたときは、会長がその職務を代行する。

5 会頭の選任及び解任は、総会で行う。

第9章 委員会

(委員会の設置)

第45条 この法人の事業を円滑に運営するために必要があるときは、理事会の決議により、委員会をおくことができる。

2 前項の委員会の委員の選任及び解任は、理事会で行う。

3 委員会の業務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

4 委員会は、法令及びこの定款により、総会ならびに理事会の付与された職務権限を制約する運営を行うことはできない。

第10章 事務局

(事務局)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局をおく。

2 前項の事務局には事務局長及び所要の職員をおく。

3 前項の事務局長及び職員の選任及び解任は理事会で行う。

4 事務局の組織及び運営については理事会の決議により別に定める。

5 事務局は、法令及びこの定款により、総会ならびに理事会の付与された職務権限を制約する運営を行うことはできない。

第11章 資産及び会計

(財産の種別)

第47条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

3 前項の基本財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(事業計画及び収支予算)

第48条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を

作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値の重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第50条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

（事業年度）

第51条 この法人の事業年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。

第12章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第52条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第53条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第54条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 55 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 13 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は五十嵐 隆とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 51 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この定款の施行後最初の代議員は、第 14 条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。

5 この定款は、平成 25 年 4 月 20 日から施行する。

6 この定款は、平成 29 年 4 月 15 日から施行する。

7 この定款は、令和 7 年 4 月 19 日から施行する。

日本小児科学会 役員名簿
理 事

役職名	氏 名	所属
会 長	滝田 順子 *	京都大学
副会長	石崎 優子 *	関西医科大学
副会長	山岸 敬幸 *	東京都立小児総合医療センター
	芦田 明	大阪医科薬科大学
	伊藤 秀一	横浜市立大学
	井原 健二	大分大学
	大石 公彦	東京慈恵会医科大学
	大西 秀典	岐阜大学
	岡 明 *	埼玉県立小児医療センター
	小坂 仁	自治医科大学
	日下 隆	香川大学
	窪田 満	国立成育医療研究センター
	高橋 義行	名古屋大学
	塚原 宏一	岡山大学
	津川 毅	札幌医科大学
	照井 君典 *	弘前大学
	中西 浩一	琉球大学
	濱崎 考史	大阪公立大学
	細野 茂春 *	自治医科大学附属さいたま医療センター
	松尾 宗明	佐賀大学
	丸尾 良浩	滋賀医科大学
	三井 哲夫	山形大学
	森 雅亮	東京科学大学
	森岡 一朗	日本大学
	和田 泰三	金沢大学
監 事	尾内 一信	川崎医療福祉大学
監 事	大賀 正一	九州大学
監 事	和田 和子	大阪母子医療センター

*印 = 業務執行理事

日本小児科学会主催

小児救急市民公開フォーラム 福島

from



子どもと、子どもに携わる職種（教諭・子育て支援員・保育士・保健師等）を対象に、
子どもの急なケガや病気に対する啓発活動を行い、理解を深めていただくことを目的に、
以下の日程で小児救急市民公開フォーラムを開催いたします。

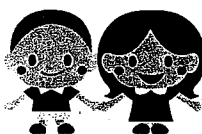
開催日時 2024年11月24日 14:00～16:00

開催方法 Web開催

参加費 無料

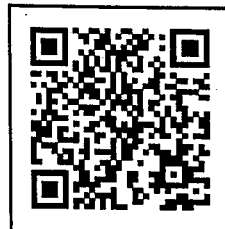


定員 1,000名



申込方法

学会ホームページトップ→各種活動→各種研修会・
講習会など→小児救急市民公開フォーラム



プログラム(予定)

司会：郷 勇人（福島県立医科大学小児科学講座 主任教授）、齋藤 康（白河厚生総合病院小児科）

14:00～14:05 開会の挨拶：日本小児科学会小児救急・集中治療委員会担当理事 濱崎 考史

14:05～14:20 あたまのケガ：着目すべき症状とその対応 佐久間 潤（寿泉堂総合病院脳神経外科）

14:20～14:35 てんかん発作と日常生活の注意点について 鈴木 雄一（福島県立医科大学小児科学講座）

14:35～14:50 身近に起こる食物アレルギー救急 木下 英俊（竹田総合病院小児科）

14:50～15:00 休憩（10分）

15:00～15:15 インフルエンザってどんな病気？ 佐藤 晶論（福島県立医科大学小児科学講座）

15:15～15:30 見逃してはいけない子どもの危険なサイン 中澤満美子（福島県立医科大学小児科学講座）

15:30～15:50 小児の心肺蘇生法 福島市消防本部

15:50～16:00 閉会の挨拶：日本小児科学会小児救急・集中治療委員会担当理事 細野 茂春

●主催：公益社団法人日本小児科学会

●後援：福島県

●企画担当：齋藤 康

●問い合わせ先 福島事務局：白河厚生総合病院 小児科

〒961-0005 福島県白河市豊地上弥次郎2-1

日本小児科学会事務局：TEL 03-3818-0091

日本小児医療保健協議会

(日本小児科学会・日本小児保健協会・日本小児科医会・日本小児期外科系関連学会協議会)

栄養委員会 主催



日本小児科学会は
健やか親子21を
推進しています！

2025年 **11日** (火祝)
2月
13:00~16:00
開催!!

第19回

子どもの食育を 考えるフォーラム

～乳幼児の食育と栄養素欠乏症について学ぶ～



申し込みはここから

事前申込制
参加費無料!
(定員1,000名程度)
Web配信(ウェビナー)

申込方法：日本小児科学会ホームページ(専用サイト)からお申込みください。

申込締切：2025年2月7日(金)

※定員に達した場合は申し込みを締切らせていただく場合がございます。

プログラム

※プログラムは予告なく変更となることがあります。予めご了承ください。

開会の挨拶 13:00～13:05

伊藤 隆一(日本小児科医会 会長)

第1部 13:05～14:35(発表40分、質疑5分)

座長 瀧谷 公隆(日本小児科学会) 山内 健(日本小児期外科系関連学会協議会)

1. 乳幼児期の食べる機能の発達 仲野 道代(岡山大学学術研究院医歯薬学域 小児歯科学分野)

2. 離乳期からはじまる食育 西本 裕紀子(大阪母子医療センター 栄養管理室)

休憩 14:35～14:50

第2部 14:50～15:50(発表25分、質疑5分)

座長 時田 章史(日本小児科医会) 田久保 憲行(日本小児保健協会)

3. 現代に潜むビタミンC欠乏症 増田 雄(愛知医科大学病院 小児科)

4. 乳児ビタミンD欠乏への対応 川井 正信(大阪母子医療センター 消化器・内分泌科)

閉会の挨拶 15:50～15:55

滝田 順子(日本小児科学会 会長)

日本小児科学会 小児科専門医 更新単位(Ⅲ小児科領域講習)1単位(予定)
日本臨床栄養協会認定 NR・サプリメントアドバイザー 更新単位3単位

後援：日本医師会、日本小児栄養消化器肝臓学会、日本小児内分泌学会、日本臨床栄養学会、日本臨床栄養協会、日本学校保健会、
日本学校保健学会、日本栄養改善学会、日本母乳哺育学会、日本保育保健協議会、東京都栄養士会
問い合わせ先：日本小児科学会事務局(03-3818-0091)

すべての子ども達が 生き生きと暮らせる社会の実現のために

～妊娠、出産、育児にわたる母子への包括的な支援における小児科医の役割～

倫理委員会では、主に母体血を用いた非侵襲性出生前遺伝学的検査(NIPT)を取り上げ、母子への包括的支援における小児科医の役割について考える場といたく、今回のフォーラムを企画いたしました。

出生前検査も着床前検査も、新しい局面に向かおうとしています。障害や疾患の有無にかかわらず、子どもたちが等しくかけがえない個人として尊重され、そして誰もが安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現のために、いま何が求められているのか、小児科医が果たすべき責務とは何か、多領域の専門家にお話いただき、共に討議しながら、考えを深める機会としたいと存じます。多くの皆様方のご参加をお待ちしております。

開催日時 2025年3月22日(土) 13時～16時

開催形式 オンライン配信形式(事前申し込み制) **定員** 1,000名 **参加費** 無料

対象 日本小児科学会会員、関連学会会員、医療関係者、報道関係者、一般の方々

申込方法 学会HPまたは右記のQRコードからお申込みください。

「学会HPトップ」→「各種活動」→「各種研修会・講習会など」→「倫理委員会公開フォーラム」

申込締切：2025年2月28日(金)

(申込締切前に関わらず、定員に達した場合は申込を締め切らせていただく場合がございます)



プログラム (プログラムは予告なく変更となることがありますことをご了承ください)

13:00～13:05 開会の挨拶 滝田 順子(日本小児科学会会長)

13:05～13:10 フォーラム開催趣旨の説明 笹月 桃子(日本小児科学会倫理委員会委員長)

13:10～14:50 第1部 着床前検査・出生前検査の現状～出生前からの切れ目ない支援に向けて

座長：笹月 桃子(倫理委員会委員長)、種市 尋宙(倫理委員会副委員長)

「NIPT及びPGT-Mの現状について」

三浦 清徳(長崎大学大学院医歯薬学総合研究科 産婦人科学分野)

「出生前検査の現状～NIPT等の出生前検査に関する専門委員会について」

植田 紀美子(関西大学 人間健康学部)

「NIPTの検査精度について臨床検査の視点から考える」

松下 一之(千葉大学医学部附属病院 検査部・遺伝子診療部)

「出生前コンサルト小児科医について」

右田 王介(聖マリアンナ医科大学病院 遺伝診療部)

「夫婦が安心して出産を迎えられるために」

西川 智子(神奈川県立こども医療センター 遺伝科 認定遺伝カウンセラー)

「出生前検査に対する日本小児科学会の立場」

笹月 桃子(早稲田大学 人間科学学術院)

14:50～15:05 休憩

15:05～15:55 第2部 総合討論・質疑応答

座長：笹月 桃子(倫理委員会委員長)、掛江 直子(倫理委員会副委員長)

指定発言：富永 牧子(昭和大学横浜市北部病院 臨床遺伝・ゲノム医療センター)

15:55～16:00 閉会の挨拶 三井 哲夫(日本小児科学会倫理委員会担当理事)

こどもまんなかワークショップ

2025年12月7日(日)

13:00 ~ 15:30

参加
無料

こどもたちの声をこども家庭庁へ届けよう！

こどもまんなかワークショップを開催し、
小児科医が子どもたちと一緒に「ワクチン」について話し合います。

会場

順天堂大学医学部10号館1階105 カンファレンスルーム
東京都文京区本郷2丁目1番1号

対象者

小学校4年生から中学校3年生までの親子20組

申込
方法

学会ホームページトップ → 一般の皆様へ → こどもまんなかワークショップ



△申込はこちら

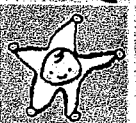
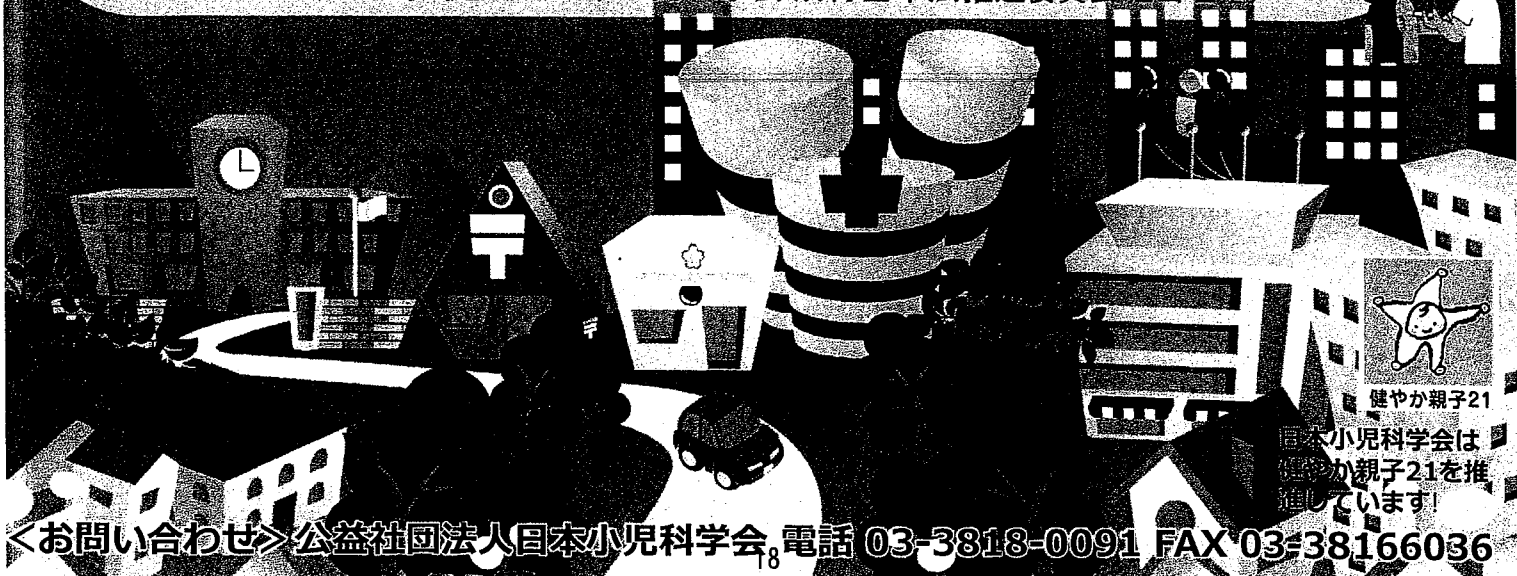
「こどもまんなかワークショップ

～ぼくとわたしが考える、こどもの保健・医療にのぞむこと～

- 13:00 開会挨拶
小坂 仁 (日本小児科学会 成育基本法推進委員会 担当理事)
- 13:05 本企画の目的と本日のお約束
田中 恭子 (日本小児科学会 成育基本法推進委員会 委員長)
- 13:10 講義: もしもこの世にワクチンがなかったら?
小松 充孝 (賛育会病院 小児科)
- 13:20 講義: ワクチンの痛み、なんとかなりませんか?
種市 尋宙 (富山大学附属病院 小児科)
- 13:30 質疑応答
- 13:45 グループワーク・発表
- 15:25 閉会挨拶
井原 健二 (日本小児科学会 成育基本法推進委員会 担当理事)

参加特典

- ①参加証
- ②医療における
こども憲章
- ③子どもの予防可能な
傷害と対策



健やか親子21

日本小児科学会は
健やか親子21を推
進しています!

<お問い合わせ> 公益社団法人日本小児科学会 電話 03-3818-0091 FAX 03-38166036

2025 年 8 月 19 日

確認書

文京区教育委員会

委員長 丹羽 恵玲奈 殿

住所（所在地） 〒112-0004
東京都文京区後楽1丁目1番5号
水道橋外堀通ビル4階
申請者（申請団体） 公益社団法人 日本小児科学会
代表者名 会長 滝田 順



文京区教育委員会 共催・**後援**名義を申請するに当たり、文京区教育委員会
後援名義等使用承認要綱を遵守し、以下の行為は行いません。

- 1 営利を目的とした行為
（物品の販売、会員の勧誘、営利目的事業の宣伝・チラシ配付等の行為）
- 2 政治的又は宗教的な行為
- 3 その他委員会の教育方針等に反する行為

仮に違反した場合、後援名義等使用承認要綱に基づき、後援名義使用の承認を
取消されることを了解しています。